

春日市広報サポーター設置要領

令和2年6月1日制定

(目的)

第1条 情報の共有化と協働のまちづくりを進め、市民や市内団体から市の広報に対する協力を受けることにより、市報制作や本市のPRのさらなる充実を目指すため、春日市広報サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(活動)

第2条 サポーターの職務は、次のいずれかとする。

- (1) 「市報かすが」や市のプロモーション活動などに使用する写真や動画の撮影及び提供
- (2) 「市報かすが」や市のプロモーション活動などに使用する写真や動画へのモデル協力
- (3) SNSによる行政情報の広報支援や市のPR

(身分)

第3条 サポーターは、地方公務員としての身分を有しないものとする。

(資格)

第4条 サポーターへの応募資格は、居住地を問わず、18歳以上の者で、第2条に掲げるいずれかの職務ができると認められる者とする。ただし、18歳未満の者であっても、保護者の同意を市が確認した場合は、この限りではない。

(依頼)

第5条 サポーターの募集は、「市報かすが」及び市ウェブサイト等で行う。また、定員は設けない。

2 サポーターの依頼期間は設けない。

(依頼の取消し)

第6条 市は、サポーターが次の各号のいずれかに該当したときは、登録を抹消することとする。

- (1) 辞退の申出があったとき。
- (2) 病気その他の理由で、サポーターの職務ができなくなったとき。
- (3) その他、登録を抹消することが適当と判断される行為があったとき。

(報酬等)

第7条 サポーターは、活動に対して、市から報酬その他活動に対する対価及び費用を受けない。

(免責)

第8条 市は、サポーターから提供を受けた写真やSNSによる発信などの情報について、その正確性、完全性、合法性等の保証は一切しないものとする。また、掲載された当該情報に起因して生じた損害および活動に際する事故等によって生じたサポーターの損害についても、一切責任を負わないものとする。

(庶務)

第9条 サポーターに関する庶務は、経営企画部秘書広報課において処理するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。